

秘

國際貸借改善ノ方策

(庫) 一四八七

種別	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年
煤 寸	六、四三三、〇〇〇	六、三三九、〇〇〇	五、三三三、〇〇〇	一〇、六四九、〇〇〇	九、二二二、〇〇〇
硝子及生製品	三、三三九、〇〇〇	九、九九七、〇〇〇	五、三〇九、〇〇〇	五、二一八、〇〇〇	三、九七二、〇〇〇
水産物	一七、三三四、〇〇〇	一四、五七〇、〇〇〇	六、三六六、〇〇〇	五、八九四、〇〇〇	三、四六四、〇〇〇
絶縁電線	八、〇四三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	七、八二六、〇〇〇	一、六〇九、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇

Handwritten notes in vertical columns, including the characters '庫' (kura) and '秘' (himitsu). The notes appear to be supplementary data or commentary related to the table above.

國際貸借改善ノ方策

目次

甲、貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

- 第一、國産品愛用及製造奨励ニ關スル施設ヲ爲スコト
- 第二、各省海外拂節ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト
- 第三、産米増殖計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト
- 第四、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト
- 第五、政府ハ外國起債ヲ爲ササル方針ヲ採ルコト

乙、輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加策

- 第一、一般的輸出促進策
- 第二、特殊輸出品ニ對スル輸出促進策
- 第三、貿易促進會議ヲ開催スルコト
- 第四、駐露大藏事務官ヲ任命スルコト
- 第五、無條約國ニ對シテハ速ニ通商條約ヲ締結スルコト

一、貿易外收入増加策  
 二、貿易外收入増加策  
 三、貿易外收入増加策  
 四、貿易外收入増加策  
 五、貿易外收入増加策  
 六、貿易外收入増加策  
 七、貿易外收入増加策  
 八、貿易外收入増加策  
 九、貿易外收入増加策  
 十、貿易外收入増加策

貿易外收入増加策

第六、貿易外收入増加策  
 丙、結 論

- 甲、國際貸借改善ノ目標
- 乙、國產品展覽會要綱
- 丙、官廳用品展覽會要綱
- 丁、民間外資輸入現在高並ニ之方制限ニ關スル勅令案大蔵省告示案等
- 戊、舊國庫債償還ニ關スル件
- 巳、特種輸出手形ニ對スル爲替上取扱ニ關スル件
- 庚、帝國經濟會決議抜萃
- 辛、東洋南洋諸國雜製品輸入額
- 壬、對外通商關係現在一覽表
- 癸、貿易外收入ノ増加策

### 國際貸借改善ノ方策

國際貸借改善ノ目標トスル所ハ輸入ノ抑制又ハ輸出ノ促進並經常的貿易外收入ノ増加又ハ其ノ支出ノ減少ニ依リ結局約二億五千萬圓ヲ得ルシ、國際貸借決済ノ調整ヲ圖ルニ在リ。(右二億五千萬圓算出ノ根拠ハ之ヲ別紙甲「國際貸借改善ノ目標」ニ掲ケタリ)然ラハ之カ實行ノ具体的方策如何。

#### 甲、貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

外國貨物ノ輸入ヲ抑制スルト同時ニ貿易外支出ヲ減少セシムルノ方策ハ國際貸借改善ノ消極的方策トモ謂フヘキモノナル處、大體而トシテ此ノ方面ヨリスル方策ニ依リ國際貸借改善ニ貢獻シ得ル程度ハ餘リ大ナルヲ得サルモノト思惟セラル。蓋シ我國輸入貿易ノ品目ヲ見ルニハ大正十一年十二年及十三年ノ三年間平均、但シ臺灣及朝鮮ノ分ヲ含マ

物産同業  
商社同業

イ、原料 品 八六一、〇〇〇、〇〇〇圓（四七％）  
 ロ、原料用製品 三五八、〇〇〇、〇〇〇圓（一九、五％）  
 ハ、食料 品 二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓（一三、七％）  
 ニ、全製 品 三四七、〇〇〇、〇〇〇圓（一九、九％）  
 ホ、其ノ他ノ雜品 一五〇、〇〇〇、〇〇〇圓（八％）

計 一、八三一、〇〇〇、〇〇〇圓

ニシテ原料品及原料用製品ハ輸入總額ノ六六％餘ヲ占メ、之等ニ付テハ殆ント輸入抑制ノ餘地ナキノミナラス、我國工業ノ發展ト共ニ寧ロ増加ノ傾向ヲ有スルモノト云フヘク、残り三四％ノ部分ニ付テノミ抑則ノ餘地アルニ過キサレハナリ。而カモ輸入抑制ノ適度ヲ期セムトセハ高率ナル關稅ノ賦課又ハ輸入管理ノ制度ヲ採用スルノ外ナカルヘキモ、之カ實行ノ能否並適否ニ付テハ實証研究ヲ要スヘキモノナルヲ以テ、茲ニハ此ノ問題ニ關レス大體實行可能ナリト認ムル方策ヲ列挙スルニ止メムトス。

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of text.)

毎度(月刊)  
ニ加テ研究ニテ

第一、國産品愛用及製造奨励(一)國スル施設ヲ爲スコト

一、勸業奨励ノ運動ハ官民ノ協力ニ依リ全國各地方ニ亘リ其ノ效果ヲ  
 顯ケツツアリト雖、時々其ノ~~理~~調スヘキ目標ヲ改メ、人心ヲシテ  
 極ムサヲシムルコト野望ナリ。此ノ時ニ當リ、該運動ノ目標ノ一  
 トシテ國産品愛用ヲ奨励スルハ最適當ノ施設ト認ム

故テ、次同ノ勸業奨励員會若シ九月一日ニ始マル運動ニ實行準備  
 不備ナラハ其ノ次ノ運動ニ於テハ主タル目標ヲ國産品愛用ノ宣傳  
 ニ置クコトトシ、勸業奨励中央委員會ニ諮リタル上之カ具體的施  
 設ヲ研スルコトトスヘシ

二、國産品愛用會ヲ開催スルコト(其ノ要綱別紙乙ノ通り)

三、官廳用品愛用會ヲ開催スルコト(其ノ要綱別紙丙ノ通り)

本委員會ノ目的トスル所ハ別紙要綱記載ノ如ク單ニ國産ノ愛用ノ  
 ミニ限ルモノニアラサルモ、之カ實行ハ廣ク國民ヲシテ國産愛用  
 ノ樂風ヲ醸成セシムルニ效果アルモノト認ム

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the word "製造" and other illegible characters.)

回覧之(別冊)を以て

與日本産業協會工政會其ノ他ノ團體ヲ援助シテ優良國産品製造ヲ一層  
助勞スルノ方法ヲ講スルコト

其輸入品ニ代用シ得ヘキ見込アル國産品製造業ニシテ金融上困難ナル  
状況ニ在ルモノニ對シテ、權威アル民間團體特殊銀行等ヲ督勵シテ之  
ニ必要ナル金融上ノ援助ヲ與ヘシムルコト

第二、各省海外拂納約ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト

大正十三年度ニ於ケル各省海外拂納金額ハ一四八、五一七、〇〇〇圓ノ多額  
ニ上リ之ニ外債元利拂セ六、二五五、〇〇〇圓(但シ四分半償還ヲ除ク)  
並爲替交換差減額一六、五四三、〇〇〇圓ヲ加算スレハ約二四一、三一四、〇  
〇〇圓ノ巨額ニ上レリ。

大正十四年度各省海外拂見込金額ヨリモ尙相當多額ノ増加ヲ  
見ルヘカリシ處各省海外拂納約締結會ニ於テ出來得ル限り之ヲ締約ス  
ルニ努メタリ而カモ事實前年度実績ニ比シテ減少セル金額ハ必ラスレ  
モ多シト云フヘカラス、而シテ大正十四年度外債元利拂納金額ハ七八七

行政調査會ニ付テ  
改定スルコト

九三〇〇〇圓(舊編西社債償還ヲ除ク)ニ上ル見込ニシテ外ニ貨幣交  
換差額計算モ相當額ヲ計上セサルヘカラサルヲ以テ依然トシテ國庫貨  
債ヲ不利ニ導ク重大ナル項目タルヲ失ハス  
依テ今後ニ於テモ各省海外拂節約ノ實行ヲ一層嚴正確實ナラシムルノ  
要アリ之カ爲ニ左ノ方法ヲ講スルヲ適當ト認ム  
一、大正十五年度概算査定ニ當リテハ海外拂ヲ要スル費目ニ付テハ最モ  
嚴重ナル査定ヲ爲シ止ムヲ得サルモノノ外、海外拂ヲ生スル新規經  
費ハ之ヲ認メサルコト  
二、海外出張ニ付テハ左ノ制限ヲ設クルコト  
三、高等官以上ノ海外出張ニ付テハ内閣ニ於テ其ノ用務出張先等ニ付  
て嚴密ナル調査ヲ遂ケタル上許可スルコト  
四、調査ノ爲出張スル者ニ對シテハ他ノ官廳ヨリ便宜必更ナル調査ヲ  
依頼スルノ途ヲ開クコト  
五、海外出張官吏ノ復命書調査報告書等ハ全文又ハ其ノ要領書ヲ複製

行政調査會ニ付テ  
改定スルコト

九三〇〇〇圓(舊編西社債償還ヲ除ク)ニ上ル見込ニシテ外ニ貨幣交  
換差額計算モ相當額ヲ計上セサルヘカラサルヲ以テ依然トシテ國庫貨  
債ヲ不利ニ導ク重大ナル項目タルヲ失ハス  
依テ今後ニ於テモ各省海外拂節約ノ實行ヲ一層嚴正確實ナラシムルノ  
要アリ之カ爲ニ左ノ方法ヲ講スルヲ適當ト認ム  
一、大正十五年度概算査定ニ當リテハ海外拂ヲ要スル費目ニ付テハ最モ  
嚴重ナル査定ヲ爲シ止ムヲ得サルモノノ外、海外拂ヲ生スル新規經  
費ハ之ヲ認メサルコト  
二、海外出張ニ付テハ左ノ制限ヲ設クルコト  
三、高等官以上ノ海外出張ニ付テハ内閣ニ於テ其ノ用務出張先等ニ付  
て嚴密ナル調査ヲ遂ケタル上許可スルコト  
四、調査ノ爲出張スル者ニ對シテハ他ノ官廳ヨリ便宜必更ナル調査ヲ  
依頼スルノ途ヲ開クコト  
五、海外出張官吏ノ復命書調査報告書等ハ全文又ハ其ノ要領書ヲ複製



*[Faint, mostly illegible handwritten Japanese text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

シ關係官廳ニ配布スルノ期ヲ待ツルコト  
同海外出張官吏ハ止ムヲ得ザル事情ナキ限リ本邦船ニ依リ往復スル  
コト

同海外出張旅費ニ他ノ費目ヨリ濫用セムトスル場合ニハ大臣ノ  
承認ヲ受クルヲ要スル旨ノ訓令ヲ制定スルコト  
各省備品消耗品中外備品ヲ購買使用スルニ當リテハ其ノ品目数量見  
外回至津言等<sup>明治二十年三月</sup> 各費用額ヲ各省外備品購買費登費ニ申出テ其ノ登費ヲ証テ、適當ト認  
メタルモノハ之ヲ購買使用スルコト。  
*明治二十年三月*

*特許高*  
右登費會ハ内閣ニ直屬シ、各省關係官及技師ヲ以テ之ヲ組織シ前記  
ノ登費ヲ爲スノ外當ニ外國品ヨリ優良ナルカ又ハ之ニ比較シ得ヘキ  
内地品ノ有無等ニ付調査スルモノトスルコト  
以上ノ各施設ニ依リ大正十五年度各省海外捕金額ハ外債元利拂ヲ除  
キハ一億圓以下ニ減少セシムルコトトスヘシ。

第三、巨額増進計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト

五五五  
二六〇、〇〇〇可考  
一九三〇年  
7

人  
F  
増  
加

我國輸入貨物ノ品目ヲ見ルニ、原料品及原料用製品重要部分ヲ占メ居ルヲ以テ輸入抑制ニ依リ國際貸借ノ改善ニ貢獻シ得ル程度ハ目カラ少ナカラサルヲ得サルコト前述ノ如キモ、右以外ノ品目ニ付テハ出來舞ル限リ抑制ノ方法ヲ講スルノ要アリ。此ノ趣旨ニ基キ食料品ノ輸入ニ付之カ抑制ヲ加フルカ如キハ最適當ノ方策ナリト認ム。

食料品ノ輸入中最も多額ヲ占ムルハ外米ナリ。最近五年間ニ於ケル外米ノ輸入年平均額ハ四一、九四六、〇〇〇圓ナルヲ以テ若シ國內産米計畫ヲ樹立シ之カ輸入ヲ防遏スルトセハ、國際貸借ノ改善ニ資スルコト益シ少ナラサルヘシ。尤モ産米増加ニ依ル外米輸入抑制ノ效果ヲ現出スルコトハ一割一タノ業ニアラスト雖、苟モ實行可能ニシテ效果アルノ手段ハ此ノ際如何ナルモノト雖之ヲ實行スルヲ要ス。加之本件ハ我國民生活上ノ最重要問題タル食糧問題ノ解決ヲ併セ伴フモノタルニ鑑ミ速ニ適切ノ産米計畫ヲ樹テ、之カ實現ヲ期スルハ最便宜ノ措置ナリト信ス（産米増産計畫案ハ別途起草中）

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

本件ニ關聯シ日本酒醸造ノ爲使用スル米ノ多量ニシテ年々  
 増加スルノ趨勢ニ鑑ミテ米酒釀造方法及改善ニ依リ米使用  
 ノ節減ヲ圖ルコトハ國際貸借改善ニ資スル一方策ナリト謂フヘシ  
 第四、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト  
 民間外資輸入ハ當面ノ爲替維持ノ爲ニ效果アリト雖、國際貸借ノ將來  
 ニトリテハ頗ル憂慮スヘキ結果ヲ齎ラスコト明ナリ。

追記  
 高

地方債（大正十三年末） 一二七、四〇三、〇〇〇圓  
 社債（大正十四年八月十日現在） 三二六、九六七、〇〇〇圓  
 計 四五四、三七〇、〇〇〇圓

二上リ、其ノ今後ニ於ケル元利拂所要額ハ一ヶ年  
 約 三〇、一七八、〇〇〇圓

ノ多額ニ上ル見込ナルカ（詳細別紙丁ノ一参照）特ニ注意ヲ要スルハ

外資移入の制限  
内支生産會社の

外資移入中民間社債ノ分ニ付テハ殆ント其ノ大部分カ大正十二年以降ノ社債發行ニ係ルモノニシテ最近ニ於テモ尙外資移入計畫ハ絶ニル所ナク若シ現状ヲ以テ推移セムカ我國國際貸借ノ決済上慮々累ヲ將來ニ貽スニ至ルヘキヤ言ヲ俟タサル所ナリ。

依テ、此際至急民間外資移入ニ對シ何等カノ適確ナル抑制手段ヲ講スルノ要アリ。之カ具体的方法トシテハ

第一、現行法令上政府統制ノ及フ範圍ニ於テ左ノ措置ヲ採ルコト

(一) 地方團體ノ起債ニ付テハ東京市及横浜市ノ復興公債ヲ除クノ外外

國起債ヲ絕對ニ認可セサル既定ノ方針ヲ持續スルコト

(二) 民間ノ外資移入抑制中特殊銀行會社ノ分ニ付テモ之ヲ認可セサル

既定ノ方針ヲ持續スルコト

右ノ方針ハ改メテ口頭ヲ以テ特殊銀行會社へ通達スルコト

第二、一般民間會社ノ外資移入抑制ニ付テハ左ノ二方法アリ

甲、立法手段ニ依ラサル方法

一、政府ハ國際貸借改善ノ大局ヨリ見テ此ノ際一般民間會社ノ外資  
 輸入ヲ抑制スルノ緊要ナル旨ヲ説キ、民間會社カ此ノ政府ノ方  
 策ヲ遵守セムコトヲ希望スル旨ヲ示メセル聲明書ヲ大藏省ヨリ  
 發表スルコト  
 二、民間會社ノ外資輸入ニ當リ特殊銀行會社カ仲介者タル地位ニ立  
 ツカ如キ場合ニハ之ヲ通シテ抑制スル手段ヲ講シ本件實行ヲ保  
 保スルコト  
 三、政府ノ民間外資輸入抑制ノ方針ハ英米兩政府當局ニ通報シ尙  
 餘主要英米投資家ニモ知ラシメ我國民間會社ノ爲ニ起價引受ヲ  
 爲スカ如キ場合ニハ極メ帝國政府ノ諒解ヲ得タル上ニ於テ之カ  
 交渉ヲ進ムルヲ希望スル旨ヲ適當ノ方法ニ依リ通報シ置クコト  
 乙、立法手段ニ依ル方法  
 立法手段ニ依リ一般民間會社ノ外資輸入ヲ抑制スルハ極メテ適  
 ニシテ徹底的ナル方法ナリハ爾外國ニ於ケル立法例トシテハ之ニ

一、政府ハ國際貸借改善ノ大局ヨリ見テ此ノ際一般民間會社ノ外資  
 輸入ヲ抑制スルノ緊要ナル旨ヲ説キ、民間會社カ此ノ政府ノ方  
 策ヲ遵守セムコトヲ希望スル旨ヲ示メセル聲明書ヲ大藏省ヨリ  
 發表スルコト  
 二、民間會社ノ外資輸入ニ當リ特殊銀行會社カ仲介者タル地位ニ立  
 ツカ如キ場合ニハ之ヲ通シテ抑制スル手段ヲ講シ本件實行ヲ保  
 保スルコト  
 三、政府ノ民間外資輸入抑制ノ方針ハ英米兩政府當局ニ通報シ尙  
 餘主要英米投資家ニモ知ラシメ我國民間會社ノ爲ニ起價引受ヲ  
 爲スカ如キ場合ニハ極メ帝國政府ノ諒解ヲ得タル上ニ於テ之カ  
 交渉ヲ進ムルヲ希望スル旨ヲ適當ノ方法ニ依リ通報シ置クコト  
 乙、立法手段ニ依ル方法  
 立法手段ニ依リ一般民間會社ノ外資輸入ヲ抑制スルハ極メテ適  
 ニシテ徹底的ナル方法ナリハ爾外國ニ於ケル立法例トシテハ之ニ

指當セルモノナク、反對ニ海外投資ヲ制限スルノ立法例アルノミ  
 ナリ、獨逸ニ付テハ公共團體ノ外國信用設定制限ニ關スル方針ヲ  
 決定セルモノアルモ、一般民間會社ニ適用アルモノニアラス、  
 立法手段ニ依リ抑制ノ方法ヲ講スルトシタル場合ニハ別紙丁ノ三  
 所載ノ通り勅令ヲ制定シ之カ手續ヲ大藏省告示（別紙丁ノ四参照）  
 ニ規定スルヲ適當ト認ム

右ノ甲乙兩方法何レヲ可トスルヤト云フニ甲ノ方法ヲ採ルトキハ取締  
 困難ニシテ適宜ニ所期ノ目的ヲ達スルヲ得サルヲ以テ乙ノ方法ニ依ル  
 コトトスルヲ適當ト思惟ス

第五、政府ノ海外起債ハ今後總對ニ之ヲ實行セサルノ方針ヲ採リ、且明  
 春債起期到來スヘキ舊關西社債百萬鎊ハ之ヲ現金償還ヲ爲スコト（  
 舊關西社債償還ノ件ニ付テハ別紙戊参照）

右諸般ノ施設ニ依リ幾何ノ輸入抑制又ハ貿易外賣出ノ減少ヲ見ルヘキヤ  
 算定困難ナリト雖初年ニ於テハ少クトモ五千萬圓前後年ト共ニ増加シテ

一 原因以上ニ述セシムルコト困難ナラサルヘシト認ム

（一）...  
（二）...  
（三）...  
（四）...  
（五）...  
（六）...  
（七）...  
（八）...  
（九）...  
（十）...  
（十一）...  
（十二）...  
（十三）...  
（十四）...  
（十五）...  
（十六）...  
（十七）...  
（十八）...  
（十九）...  
（二十）...

## 乙、輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加策

國際貸借改善ノ積極的方策トモ謂フヘキハ輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加ヲ圖ルヘキ方策ヲ講スルコトナリ。右ノ内貿易外收入ノ増加ヲ圖ルコトハ實行難ル困難ナルコトニ屬スルヲ以テ所期ノ目的ヲ達スル爲ニハ主力ヲ輸出ノ促進ニ注カサルヘカラス。

既ニ述ヘタルカ如ク國際貸借改善ノ目標金額ヲ大体二億五千萬圓ト概算シ其ノ中少ナクトモ約五千萬圓ヘ前記甲ノ輸入抑制等ノ方策ニ依リ其ノ目的ヲ達シ得ルモノトセハ輸出方面ニ於テ負擔スルヲ要スル金額ハ二億圓トナル此ノ二億圓ノ輸出増加ヲ圖ル爲ニハ如何ナル輸出品ヲ選擇シ之ニ向テ獎勵策ヲ講シテ可ナリヤ。吾人ハ我國輸出品工業並其ノ海外販路ノ現状及將來ヲ概観シ左ノ通りノ品種ヲ擧ケ之ニ輸出促進ノ金額ヲ分擔セシメムトス

一、綿製品（綿絲、綿布、メリヤス製品）

一億圓



一、輸出促進策  
 二、輸出促進策  
 三、輸出促進策  
 四、輸出促進策  
 五、輸出促進策  
 六、輸出促進策  
 七、輸出促進策  
 八、輸出促進策  
 九、輸出促進策  
 十、輸出促進策  
 十一、輸出促進策  
 十二、輸出促進策  
 十三、輸出促進策  
 十四、輸出促進策  
 十五、輸出促進策  
 十六、輸出促進策  
 十七、輸出促進策  
 十八、輸出促進策  
 十九、輸出促進策  
 二十、輸出促進策  
 二十一、輸出促進策  
 二十二、輸出促進策  
 二十三、輸出促進策  
 二十四、輸出促進策  
 二十五、輸出促進策  
 二十六、輸出促進策  
 二十七、輸出促進策  
 二十八、輸出促進策  
 二十九、輸出促進策  
 三十、輸出促進策  
 三十一、輸出促進策  
 三十二、輸出促進策  
 三十三、輸出促進策  
 三十四、輸出促進策  
 三十五、輸出促進策  
 三十六、輸出促進策  
 三十七、輸出促進策  
 三十八、輸出促進策  
 三十九、輸出促進策  
 四十、輸出促進策  
 四十一、輸出促進策  
 四十二、輸出促進策  
 四十三、輸出促進策  
 四十四、輸出促進策  
 四十五、輸出促進策  
 四十六、輸出促進策  
 四十七、輸出促進策  
 四十八、輸出促進策  
 四十九、輸出促進策  
 五十、輸出促進策  
 五十一、輸出促進策  
 五十二、輸出促進策  
 五十三、輸出促進策  
 五十四、輸出促進策  
 五十五、輸出促進策  
 五十六、輸出促進策  
 五十七、輸出促進策  
 五十八、輸出促進策  
 五十九、輸出促進策  
 六十、輸出促進策  
 六十一、輸出促進策  
 六十二、輸出促進策  
 六十三、輸出促進策  
 六十四、輸出促進策  
 六十五、輸出促進策  
 六十六、輸出促進策  
 六十七、輸出促進策  
 六十八、輸出促進策  
 六十九、輸出促進策  
 七十、輸出促進策  
 七十一、輸出促進策  
 七十二、輸出促進策  
 七十三、輸出促進策  
 七十四、輸出促進策  
 七十五、輸出促進策  
 七十六、輸出促進策  
 七十七、輸出促進策  
 七十八、輸出促進策  
 七十九、輸出促進策  
 八十、輸出促進策  
 八十一、輸出促進策  
 八十二、輸出促進策  
 八十三、輸出促進策  
 八十四、輸出促進策  
 八十五、輸出促進策  
 八十六、輸出促進策  
 八十七、輸出促進策  
 八十八、輸出促進策  
 八十九、輸出促進策  
 九十、輸出促進策  
 九十一、輸出促進策  
 九十二、輸出促進策  
 九十三、輸出促進策  
 九十四、輸出促進策  
 九十五、輸出促進策  
 九十六、輸出促進策  
 九十七、輸出促進策  
 九十八、輸出促進策  
 九十九、輸出促進策  
 一百、輸出促進策

三、絹織物（柞蚕製品ヲ含ム）  
 三、陶磁器、硝子製品及水産物  
 四、其他ノ輸出品

五千萬圓  
 二千萬圓  
 三千萬圓  
 二億圓

合計

因ニ右ノ中細製品ニ付テハ輸出増加ニ伴ヒ一面棉花輸入ノ増加ヲ見ル  
 可ク我國紡織業ノ現状ニ於テハ一億圓ノ綿製品製造ニハ約六千萬圓ノ  
 棉花輸入ヲ要スルヲ以テ一億圓ノ純輸出増加ヲ得ル爲ニハ約二億五千  
 萬圓ノ綿製品ノ輸出増加ヲ圖ラサル可ラス故ニ實際ニ於テ輸出増加ヲ  
 要スル金額ハ前記二億圓ニ一億五千萬圓ヲ加ヘタル三億五千萬圓トナ  
 ルヘシ  
 以下先ツ輸出促進ニ關スル方策ヲ述ブヘシ

第一、一般的輸出促進策

輸出促進策中各輸出品ニ關スル一般的方策トシテハ  
 一、重要輸出品工業組合法及輸出組合法ニ依ル組合ノ組織ヲ奨励援助

シ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

（一）重要産品工業組合及海産物組合ニ對スル資金上ノ援助ヲ為スコト

A 本件ニ付テハ爲替資金上ノ援助ニ關シ最近別紙已ノ通り決定セ  
ルヲ以テ該決定ノ實行ヲ期シ、尙其ノ實績ニ徴シテ適宜改善ノ  
方法ヲ研スルコト。

B 右ノ爲替資金上ノ援助ト共ニ一面其ノ創立及初期ノ事業ヲ助成  
スル趣意ヲ以テ大蔵省預金部又ハ簡易生命保險積立金ヨリ從來  
御業銀行ヲ經テ重要組合其他各種組合ニ貸付資金ノ融通ヲ爲シ  
タルノ由法ノ方法ニ依リ御業銀行又ハ正金銀行ヲ經テ組合ノ固  
定設備資金トシテ低利ノ資金融通ノ途ヲ開クヲ道徳的<sup>モラル</sup>に起ム

（二）産品原料ニ對スル關稅ノ減免又ハ戻稅制度ヲ擴張スルコト

關稅定率改正ニ付テハ其ノ各方面ニ及ボス影響頗ル重大ナルモノ  
アリ慎重研究ヲ要スルモノアルハシト認メラルル處産出促進ノ爲  
ニ關稅産出品目ノ所要原料ノ輸入ニ付テハ關稅改正ニ依リ其ノ關

税ノ賦免ヲ圖ルカ然ラサルトキハ戻税制度ヲ擴張スルノ方東ヲ  
キ之ニ必要ナル勅令ノ改正ヲ行フコトハ捕ヘハ生計ヲ維持シ  
料ニ絶縁電線原料等ヤ

重要輸出品及其ノ原料品ニ對スル減運税貨ハ大正七年九月改正則  
ノ貨率以内ニ引下ケ向遠距離運送ニ對シテハ運費割引率ヲ一層進  
増スルコト  
（別款與帝國經濟會議ノ決議參照）

第二、特種輸出品ニ對スル輸出促進策

刻下ノ國際貸借ノ危機ニ際シ其ノ巨額ナル逆差ヲ轉換スル爲ニハ以  
上述ヘタル一般の輸出促進策ノ外特ニ有難ナル重要輸出品ニ對シ凡  
ニル保護獎勵ノ方策ヲ講シ其ノ輸出促進ヲ爲全幅ノ努力ヲ傾注スル  
コト緊要ナリ而シテ右特種輸出品トシテ茲ニ絹製品及絹製品ノ二ニ  
付其ノ施設ス可キ事項ヲ摘記セムトス  
（A）絹製品ニ對スル輸出促進策

我國ノ棉製品輸出額ハ最近五ヶ年平均約四億圓ニシテ前記輸出増  
 進ノ目標ニ採シハ之ヲ六億五千萬圓ニ増加スルノ要アリ是レ一見  
 甚タ至難ノ業タルニ似タリト雖モ巴爾幹半島以東ノ南洋東洋諸洲  
 諸國ニ於ケル棉製品ノ一年間輸入額約二十三億圓ニ達シ（附録表  
 参照）亞細亞全土ニ於ケル消費量約四十億圓ト算セラレ一面我國  
 ノ紡績業カハ賃金ノ低廉ニシテ生産費安ク運賃其ノ他ノ諸點ニ於  
 テ地理的ニ最も有利ナルコト（四）紡績業者及棉業者ノ先物取引巧妙  
 ニシテ原棉買付及製品賣付ニ付英米ノ所業者ヨリ常ニ有利ナル地  
 位ニ在ルコト（ハ）混棉ノ技術特ニ優秀ナルコト（ニ）上述ノ原因ニ因リ  
 日本棉業カ常ニ割安ナルコト等ノ理由ニ依リ他ノ進路ヲ許ササル  
 長所ヲ有セルヲ以テ將來歐米先進國ト競争シテ我カ販路ヲ擴張シ  
 得ルノ余地頗ル大ナリ故ニ棉製品ノ輸出促進ニ對シ特ニ保護獎勵  
 策ヲ講スルコトハ貿易政策上最も機宜且有效ナル措置ナリト謂ハ  
 サル可カラズ以下其ノ方策ヲ記述スヘシ

日本  
白糸  
製造  
研究  
報告

（一）高級品ノ製造ヲ研究獎勵スルコト

今棉花ノ消費量ト其ノ製品價格トノ割合ニ付英産ト我國トヲ比  
較スルニ英産ハ大正十二年ニ於テ棉花ノ輸入量二百七十萬俵其  
ノ價格八億六千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ十七億七千萬圓ナル  
ニ我國ハ同年ニ於テ棉花ノ輸入量二百八十八萬俵（支那ニ於ケ  
ル日本紡績業ノ使用量ヲ含ム）其ノ價格六億二千萬圓ニ對シ綿  
製品輸出額ハ僅カニ三億三千萬圓ニ過キス其ノ相違ハ兩國綿製  
品ノ等級ニ於テ甚シキ懸隔アルヲ示スモノニシテ我國紡績業カ  
高級品ノ製出ニ於テ尙研究ノ余地頗ル大ナルヲ認ルモノナリ若  
シ今日以上高級品ノ製造ニ成功スルトキハソレ丈原棉ノ消費量  
ヲ節約シ得ルコトトナリ國際貸借ノ改善ニ貢獻スル所頗ル大ナ  
ルモノアリ之ヲ以テ我紡績業ノ將來ハ一ニ高級品ノ研究及製出  
ニ在リト附フ可ク之レカ爲メ相當大規模ノ國立棉業研究所ノ設  
置ニ付計畫ヲ進ムルコト緊急ノ要務ナリト認メラル

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

(一) 各地方ノ個人設業家ヲシテ速ニ重要輸出品工業組合ヲ組織セシ  
 メ製品ノ製製造ヲ戒メ検査ヲ最速ニシテ規程ヲ統一シ共同ノ  
 商標ヲ使用シテ之カ徹底ニ努ムルコト

(二) 往來ノ小巾箱布ニ代ヘ國中綿布ノ製造ヲ奨励シ政府ニ於テ補助  
 金贈與ヲ設ケ其ノ促進ヲ圖ルコト

(三) 阿印度洋航路ノ運賃ヲ圖ルコト

目下日本郵船其ノ他ノ本邦船會社ノ印度洋航路ハ蓋止リニシ  
 テ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸地方ニ僅出スル綿絲布ハ荷物  
 積換ノ爲多大ノ経費ト目被トヲ要スルヲ以テ印度洋航路ヲ蓋買  
 ヲリ更ニ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸運賃長スルカ南米航路  
 ノ汽船ヲシテケーブタウンノ外阿弗利加東海岸ニ寄港セシムル  
 カ又ハ同地方運賃ノ爲特別汽船ヲ配置スルカ何レカノ方法ニ依  
 リ運賃上ノ便宜ヲ圖ルコト此ノ題ニ於テハ概價特別會計所有船  
 又ハ船務汽船會社所屬船ヲ使用スルモノ一策ナルヘシ

國債正金銀行ヲシテアレキサンドリヤ及南阿ケイブタウニ支  
 因ソ設置セシムルコト次テ東阿那利加ダイバンニ支店又ハ出資  
 所ヲ設ケシムルコト  
 因係糸ノ輸入税ヲ撤消シ經度止ヲ斷行セシムルコト  
 現行ノ綿糸關稅ハ本邦ノ紡績業カ價々因五十萬圓ヲ有スルニ過  
 キサリシ時代ノ遺物ニシテ既ニ五百萬圓ヲ有シ紡績會社ノ平均  
 利益率二割五分ニ達セル今日ニ於テハ既ニ關稅保護ノ必要消滅  
 シタルノミナラス之アルカ爲却テ恣ニ業短縮ヲ行ヒ綿布及メ  
 リヤス等ノ原料糸ノ價格ヲ鈎上ケ此等綿製品ノ輸出ヲ阻害スル  
 ノ結果ヲ來セリ故ニ此ノ關稅糸關稅ノ撤廢ヲ行ヒ保護廢止ヲ斷  
 行セシムルコトハ最モ緊要ノ事ナリト認メラル

(B)

絹織物ニ對スル輸出促進策  
 本邦ノ生糸輸出ハ近年既ニ其ノ頂點ニ達シタルヤノ感アルノミナ  
 ラス一方ニ於テハ人造絹糸及支那絹糸ノ勃發アルヲ以テ今日以上

多大ノ輸出増加ヲ期待スルコトハ困難ナリト思惟セラル然ルニ精  
 織物ハ其ノ製法派匠ニ付充分ノ工夫ヲ施スニ於テハ尙需増加ノ  
 余地アリトセラル殊ニ紡績絹絲ヲ使用スル所爾富士絹ノ如キハ已  
 ニ世界ノ市場ニ於テ其價ヲ保チ大正元年ニ於テ僅々五千圓ノ輸出  
 ニ過キサリシモノ大正十二年ニ於テ千三百萬圓大正十三年ハ僅ニ  
 二千萬圓ヲ超過スルノ盛況ヲ示シ此ノ上尙上伸ノ見込充分ナリト  
 セラル又海湖産存製紡績絲ヲ使用スル存紡絹緋ハ大正十一年以來  
 米國、加奈陀、南米諸國ニ輸出セラレ其ノ金額ニ於テハ末々漸ク  
 ニ足ラスト雖モ原料ノ輸入等ニ關シ必要ノ保護獎勵ヲ加ヘラルル  
 ニ於テハ數千萬圓ノ輸出ヲ見ルヘ程メテ易々タリト稱セラル而シ  
 テ其ノ輸出獎勵策トシテ施設ヲ要スル事項左ノ如シ

(一) 機業家ヲシテ重要輸出品工業組合ヲ組織セシメ製品ノ検査ヲ嚴  
 重ニシテ粗製濫造ヲ戒メ其ノ品質ヲ統一シ以テ其ノ信用ノ維持  
 ニ努メシムルコト



十條... 貿易... 獎勵...

(一) 在海外領事等ヲシテ特ニ本品ニ對スル新販路ノ擴張ニ盡力セシムルコト

(二) 關稅ノ改正ニ依リ輸入生糸(現行從價三兩)ヲ無稅トスルコト  
若シ由來改正不可能ナルトキハ屢稅制度ニ依リ其ノ輸入稅ノ負擔ヲ免レシムルコト

第三、商務書記官領事等ヲ召集シテ貿易促進會議ヲ開催スルコト

東洋南洋方面各地ニ於ケル商務書記官領事其ノ他商工省滋養員等ノ會談ヲ召集シテ同方面ノ貿易ニ關係アル爲替銀行、船會社及保險會社ノ代表者ヲ交エ、本邦輸出品(主トシテ特定輸出品)ニ對スル販路ノ擴張、貿易業者ニ對スル爲替海上運送、保險契約上ノ利便増進並商務書記官、領事等ト外務、商工本省トノ連絡方法等ニ付具體的ノ協議ヲ遂ケ之ヲ實行スルコト

備考 領事等ノ各管轄區域ニ對シ前掲輸出増加目標金額三處

五千島嶼中相當額ヲ割當テ領事等ヲシテ此ノ適當額丈ノ  
額出増進策ヲ立テシメ極力之ヲ實現セシムルコトモ一ノ  
有效ナル方法ナルヘシ

第四、駐海大蔵事務官ヲ任命スルコト

對露經濟關係ハ日露國交ノ恢復ニ伴ヒ頓ニ緊密ノ度ヲ加フルニ至リ  
西比利亞ハ勿論歐露ニ於ケル財政經濟ノ調査攻究、我國對露貿易促  
進策樹立ノ要ハ愈々緊切トナリタリ、故テ新ニ大蔵事務官ヲ露國ニ  
駐在セシメ之ニ相當ノ部下ヲ配屬シテ右ノ任ニ當ラシメ<sup>成</sup>對外經濟進  
展ノ途ヲ講セシムルコトトスヘシ。

右ニ要スル經費ハ之ヲ大正十五年度豫算ニ計上シ大正十五年度ヨリ  
實行スルヲ適當ト認ム

第五、然條約國ニ對シテハ舊ニ通商條約ヲ締結シ本邦輸出貿易ノ促進ニ

資セシムルコト（然條約國ニ付テハ別紙對外通商關係表在「覽表参照」）

第六、貿易外收支ノ増加策トシテハ優劣輸ヲ促進スルコト、對外放資  
 ヲ奨励スルコト等調査スヘキ種々ノ問題アルヘキモ此等ハ皆ク他  
 日ノ問題ニ譲ルコトトセリ。(附録癸参版)  
 丙、 結 論(關係各省協議會ヲ開催スルコト)  
 上記各項ノ施設タル單ニ大藏省所管ノ事項ノミニアラス、記省所  
 官ノ事項ヲ含ミ、又各省關係調査行スルニアラサレハ到底其ノ效  
 果ヲ望ムルヲ得サルモノアリ。從テ之ヲ實行ニ先立テ、關係各省  
 主任官ノ協議會ヲ開キ尙實重ノ研究ヲ遂テ之ヲ完全ナルモノト  
 爲シ又ハ便ニ適當ナル方策アラハ之ヲモ追認スル等實行の成案ヲ  
 作り各省協力實行ノ圖ニ當ルノ順序ヲ探ルヲ適當ト認ム。

第六、貿易外收支ノ増加策トシテハ優劣輸ヲ促進スルコト、對外放資  
 ヲ奨励スルコト等調査スヘキ種々ノ問題アルヘキモ此等ハ皆ク他  
 日ノ問題ニ譲ルコトトセリ。(附録癸参版)

右協賛會ニ於テハ大体ノ調査題目範圍ヲ定メ之ヲ各主管省ノ調査ニ移  
スモノトス。例ヘ備出促進ニ關スル施設ノ如キハ商工省ニ移シ、商工

員及幹事ヲ適宜任命又ハ轉任ス

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

農林次官

此ノ趣旨ヨリ閣議ノ決定ヲ經テ先テ國際貸借改善協議會ヲ附置スル  
コトヲスヘシ。其ノ組織左ノ如シ

- 會長 大藏大臣
- 副會長 大藏次官
- 委員 大藏次官

省ハ各省關係主任官ヲ召致シテ具體的施設ヲ研究スルモノトス。  
 右研究ノ結果ハ主務大臣ニ於テ各取案ト爲シテ之ヲ閣議ニ提出シ、其  
 ノ議ヲ總テ實行ニ着手スルコトトスヘシ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "大正" and "閣議" visible in the center.)

國際貸借改善ノ目標

(未定稿) 一四三四

國際貸借ノ改善ヲ圖ルハ本邦對外爲替ノ回復上必要ナルノミナラス本邦經濟ノ局面展開上最緊急ノコトニ屬ス

惟フニ國際貸借改善ノ方策ニ至リテハ顧ル多岐ニ亘タルモノアルヘシト雖モ之カ方策ヲ樹ツルニ當リテハ先ツ國際貸借ヲ如何ナル程度迄改善セハ其ノ均衡ヲ維持シ得ルヤノ目標ヲ定メ次テ此ノ目標ニ到達スル爲ニ如何ナル施設ヲ爲スヘキヤヲ講究スルコト最モ實際的ナル順序ナリトス

一 本邦外國貿易(朝鮮臺灣ヲ含ム)ハ過去五年間ノ實績ニ觀シ將來ニ於テモ其ノ趨勢ヲ持續スルモノト假定シテ今後一箇年ニ於テ幾何ノ輸入超過ヲ見ルヘキカト云フニ大体 四五〇〇〇〇〇〇圓

ト推算シテ誤ナカルヘシ蓋シ本邦最近五ヶ年間ノ對外貿易ノ平均入超過ハ別表ニ示スカ如ク 五二〇〇〇〇〇〇圓

ナルカ大正十二年及大正十三年ハ震災關係ニ因ル輸入激増(大正十二年ニ付テハ輸出モ減少)並關稅免除ノ緊急勅令ノ施行セラレタル年ニ屬セ

大正十二年分  
 大正十三年分  
 大正十二年分  
 大正十三年分  
 大正十二年分  
 大正十三年分

ルヲ以テ此ノ同年ノ入超額ニ對シテハ此ノ國ヲ對シタル上今后ノ入超  
 額ヲ推察スルヲ要スヘシ  
 今假リニ同年ニ於ケル此ノ假別ノ入超額ヲ

大正十二年分 一九五〇〇〇、〇〇〇圓  
 大正十三年分 二九〇〇〇〇、〇〇〇圓

ト推察スレハ最近五同年間平均入超額ハ四二五〇〇〇、〇〇〇圓  
 トナルヘク爾レシテ今后ニ於テハ貿易關係復興材料ノ輸入ハ特ニ多額ニ上  
 ルモノト見ルヲ得サルモ尙相當額ノ増額ヲ考慮ニ加フルトキハ大体今后  
 一箇年ニ於ケル

入 超 額 四五〇〇〇〇、〇〇〇圓

三右ハ貿易統計ニ現ハルヘキ一箇年入超額ナリ然ルニ過去ニ於ケル國庫貸  
 借決済ノ實額ニ假ミルトキハ貿易統計ノ入超額ソノモノハ正確ニ實際  
 ノ入超額即チ一箇年實額ニ於テ云フ貿易上ノ支拂額定ノ金額ト示スモ  
 ノニアラス即チ實際上下ノ入超額ハ尙尙金銀ヨリ多少々誤ナルコトヲ知ル

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

ニ難カラス是レ貿易統計ノ基礎タル申告ノ如キ特ニ輸出ノ方面ニ於テ内  
需ナルコト等主タル原因ナルヘク從テ實際上ノ入超額ハ前記ノ輸入超過  
額中ヨリ相當額ヲ斟酌差除シテ算出スルノ要アリ然ラハ幾何ヲ控除スレ  
ハ實際ノ事態ニ適合スルヤト云フニ固ヨリ適確ニ算出シ難キモ我國際  
貨價決済ノ實績ヨリ推算シ輸出額ノ約四分ハ差引的ニ一五〇〇〇〇〇  
〇〇圓ニ相當スル金額ヲ控除スルヲ適當ト認メラル  
今此ノ推算方法ニ依ルトキハ本邦今后一箇年ノ實際入超額ハ

三〇〇〇〇〇〇〇圓

ト見ルヲ得ヘシ

三、然ルニ右實際入超額ヲ決済スヘキモノトシテ一方經常的貿易外受取勘定  
存セリ今此ノ金額ヲ算出スルニ、按算 五〇〇〇〇〇〇圓  
見込ナルヲ以テ之ヲ相殺シ差引キ今后我國際貸借ノ支拂超過トナルヘ  
キ金額 二五〇〇〇〇〇〇圓  
ト見ルヲ得ヘク是レ過去五年間ニ於ケル我國際貸借ノ情勢ヲ今后モ持續  
スルモノト假定シタル場合ニ於ケル支拂超過額ノ推算ナリ



最近五箇年ノ輸出貿易額 (臺灣、朝鮮ヲ含ム)  
 從テ我國對外貨物ノ均衡ヲ圖ラムトセハ今後一箇年約二億五千萬圓丈ハ從  
 由獎勵又ハ輸入抑制等適當ノ方法ヲ講シ對外收支ヲ調節スルノ要アル次  
 第ナリ。是レ即チ國際貨物改善ノ目標ト認ムヘキモノナリ

(別表)

最近五箇年ノ輸出貿易額 (臺灣、朝鮮ヲ含ム)

年次	輸出	輸入	差引入超
大正九年	三,〇〇六,一四九,〇〇〇圓	三,四九二,三八六,〇〇〇圓	四八六,二四一,〇〇〇圓
十年	三,二九七,二六四,〇〇〇	三,七三〇,四八七,〇〇〇	四三三,二二三,〇〇〇
十一年	三,六八五,五〇五,〇〇〇	三,〇二三,〇二八,〇〇〇	三三七,五二三,〇〇〇
十二年	三,四九七,三〇六,〇〇〇	三,一一九,六八〇,〇〇〇	六二三,三七四,〇〇〇
十三年	三,八七三,三三六,〇〇〇	三,五九七,四七七,〇〇〇	七二五,一五一,〇〇〇
以上五年平均	三,六七一,七〇九,〇〇〇	三,一九三,六一三,〇〇〇	五二〇,九〇二,〇〇〇

1	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2	1,500,000	1,500,000	1,500,000
3	2,000,000	2,000,000	2,000,000
4	2,500,000	2,500,000	2,500,000
5	3,000,000	3,000,000	3,000,000
6	3,500,000	3,500,000	3,500,000
7	4,000,000	4,000,000	4,000,000
8	4,500,000	4,500,000	4,500,000
9	5,000,000	5,000,000	5,000,000
10	5,500,000	5,500,000	5,500,000
11	6,000,000	6,000,000	6,000,000
12	6,500,000	6,500,000	6,500,000
13	7,000,000	7,000,000	7,000,000
14	7,500,000	7,500,000	7,500,000
15	8,000,000	8,000,000	8,000,000
16	8,500,000	8,500,000	8,500,000
17	9,000,000	9,000,000	9,000,000
18	9,500,000	9,500,000	9,500,000
19	10,000,000	10,000,000	10,000,000
20	10,500,000	10,500,000	10,500,000
21	11,000,000	11,000,000	11,000,000
22	11,500,000	11,500,000	11,500,000
23	12,000,000	12,000,000	12,000,000
24	12,500,000	12,500,000	12,500,000
25	13,000,000	13,000,000	13,000,000
26	13,500,000	13,500,000	13,500,000
27	14,000,000	14,000,000	14,000,000
28	14,500,000	14,500,000	14,500,000
29	15,000,000	15,000,000	15,000,000
30	15,500,000	15,500,000	15,500,000
31	16,000,000	16,000,000	16,000,000
32	16,500,000	16,500,000	16,500,000
33	17,000,000	17,000,000	17,000,000
34	17,500,000	17,500,000	17,500,000
35	18,000,000	18,000,000	18,000,000
36	18,500,000	18,500,000	18,500,000
37	19,000,000	19,000,000	19,000,000
38	19,500,000	19,500,000	19,500,000
39	20,000,000	20,000,000	20,000,000
40	20,500,000	20,500,000	20,500,000
41	21,000,000	21,000,000	21,000,000
42	21,500,000	21,500,000	21,500,000
43	22,000,000	22,000,000	22,000,000
44	22,500,000	22,500,000	22,500,000
45	23,000,000	23,000,000	23,000,000
46	23,500,000	23,500,000	23,500,000
47	24,000,000	24,000,000	24,000,000
48	24,500,000	24,500,000	24,500,000
49	25,000,000	25,000,000	25,000,000
50	25,500,000	25,500,000	25,500,000

國産品展覧會要綱

一本展覧會開催ニ關スル具体的方法ハ商工省ニ於テ講究スヘキモノナルモ参考ノ爲試案要綱ヲ掲ケレハ左ノ如シ

- 一 名 稱 國産品展覧會（又ハ國産奨励展覧會）
- 二 目 的 國際貸借改善ノ方策トシテ内國産業ヲ奨励シ輸入ヲ抑制シ輸出ヲ増進スル爲優良國産品ノ展覧及即賣ヲ爲シ國産品愛用ノ美風ヲ振作シ且國産品製造ノ奨励ニ資スルモノトス
- 三 主催者 商工省
- 四 後援者 内務、大藏、文部省、<sup>他</sup>尙商業會議所其ノ團體等ニ依リ有力ナル協會會ヲ組織セシムルコト
- 五 開 期 本年十月頃又ハ明年春季適當ノ時期
- 六 會 場 上野公園不忍池畔産業館（日本産業協會所有建物）又ハ適當ノ場所ヲ選ブコト

七、施

設

イ、全國ニ於ケル優良國産品ノ製造業者及販賣業者ニ對シ  
 出品ヲ勸誘シ出品物ニ對シテハ嚴正ナル監査ヲ行ヒ優  
 秀品ノミ其ノ出品ヲ許スコト  
 ロ、出品物ハ展覽會内ニテ正札ニテ卸賣ノ方法ヲ採ルコト  
 ハ、外國品ニ匹敵代用シ得可キ國産品ニ付テハ特ニ外國品  
 ト對照陳列セシムルコト  
 ニ、陳列ノ方法其ノ他本展覽會ノ廣告等ハ出來得ル限り簡  
 俗ニ爲シ觀覽者ヲ多カラシムル様特別ノ施設ヲ講スル  
 コト

八、宣

傳

本、優秀國産品ノ發明製造等ニ功勞アリタル者ハ故人ヲ含  
 ムニ對シテ表彰ノ方法ヲ講スルコト  
 國産品愛用ニ關スルポスター、パンフレット等ノ頒布シ且  
 講演會活動寫眞會ヲ開催スルコト

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

丸強調週間

十経 費

本展覧會ノ開期中ニ全國ニ亙リ國産品愛用週間ヲ實施シ同  
週間中ハ極力外國品ノ購入ヲ避クル様宣傳ヲ強調スルコト  
本展覧會ノ宣傳ニ關スル經費ノ一部ハ内務省所管勸業獎勵  
費ヨリ支出スルコト  
其ノ他ノ經費ニ付テハ所要額ヲ見積リタル上適當ノ方法ヲ  
講究スルコト  
出品料ハ相當額ヲ徴收スルモ入場料ヲ徴收スルヤ否ヤハ審  
究スルコト

追記

巡回展覧會ノ計畫

本展覧會終了後適當ノ時期ヲ見計ヒ大阪ニ於テモ開催シ尙他ノ重  
要大都市ニ於テモ巡回開催スルコト

官廳用品展覧會要綱

一、名 稱 官廳用品展覧會

二、目 的 官廳用品ノ規格統一ヲ圖リ、優良安價ニシテ事務上便益アル物品ノ使用ヲ獎勵シ、同時ニ内地品愛用ノ實行ニ資スル等能率増進、國産獎勵、經費ノ節約ヲ目的トス

三、主 催 者 内閣主催トシ各省之ニ協力ス

四、開 期 本年十月上旬ヨリ同月中旬ニ至ル

五、會 場 東京府商工獎勵館（又ハ中央會議所）

六、施設概要 (一)各省ニ於テ現ニ使用セル物品ヲ左ノ種別ニ依リ出品ス

ルコト

イ、日用消耗品

ロ、日用備品

ハ、其ノ他ノ特殊物品（作業廳ノ器具機械材料及建築

官廳用品展覧會ノ趣旨ニシテ、各省ノ官廳用品ノ規格統一ヲ圖リ、優良安價ニシテ事務上便益アル物品ノ使用ヲ獎勵シ、同時ニ内地品愛用ノ實行ニ資スル等能率増進、國産獎勵、經費ノ節約ヲ目的トス。本會場ニ於テ、各省ノ官廳用品ノ規格統一ヲ圖リ、優良安價ニシテ事務上便益アル物品ノ使用ヲ獎勵シ、同時ニ内地品愛用ノ實行ニ資スル等能率増進、國産獎勵、經費ノ節約ヲ目的トス。本會場ニ於テ、各省ノ官廳用品ノ規格統一ヲ圖リ、優良安價ニシテ事務上便益アル物品ノ使用ヲ獎勵シ、同時ニ内地品愛用ノ實行ニ資スル等能率増進、國産獎勵、經費ノ節約ヲ目的トス。

材料ヲ除ク

ニ、前記各物物品中ノ外國品

(一)前項各種別ノ出品中ヨリ同一用途ノ物品ニ付比較的優良ナルモノヲ選擇シ之ヲ陳列スルコト

(二)陳列ノ方法ハ物品種類別ニシテ出品各省ノ名ヲ附シ尙書テ外國品ヲ使用シタルモノニシテ内國品ヲ代用スルニ至リタルモノニ付テハ特殊ノ表示ヲ爲シ又出來得ル限り其ノ外國品ヲ對照陳列スルコト

(三)展覽會内外ノ裝飾等ハ成ルヘク之ヲ避ケ單ニ關係各應事務者カ實地觀覽シテ參考トスレハ是ル趣旨ニテ適宜陳列スルコト

(四)各省ハ其ノ出品物ノ供給先、購入時期、購入代價、購入數量等參考トナルヘキ事項ヲ出品ト同時ニ申出テ置キ出品及陳列セラレタル物品ニ付テハ右各事項ヲ記載

セル出品目録及展覧品目録ヲ調製スルコト  
右出品目録及展覧品目録ハ關係者以外ニハ之ヲ公表セ  
サルコト

- (丙) 各省出品物ノ陳列ト同時ニ同種物品ノ製造業者又ハ販賣業者ヲシテ出品（内地品ニ限ル）セシメ優良安價ト認ムルモノヲ撰擇シテ之ヲ參考品トシテ陳列スルコト
- (丁) 本展覧會ハ各省職員以外ニハ特別關係者ニ案内狀ヲ發送シ觀覽セシムルモノ一般ニハ公開セサルコト
- (戊) 本展覧會開期中ニ行政事務能率増進ニ關スル講演會ヲ開催シ各省職員ヲシテ來聴セシムルコト
- (己) 本展覧會ノ陳列物品中優良ト認ムルモノヲ撰定推薦シテ各省ニ通知シ各省ハ今後ノ購買ニ當リテハ右推薦品ヲ購入シ之ヲ使用スルノ方針ヲ採ルコト
- (庚) 本展覧會ニ出品陳列シタル物品中規格品質ヲ統一シ得

（以下は極く淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ。これはおそらく複製の際の文字のぼけや、あるいは非常に浅く書かれた文字によるものである。）

ルモノニ付テハ規格品質ノ標準ヲ撰定推奨シテ之ヲ各省ニ通知シ各省ハ今後ニ於テハ此ノ推奨標準規格品質ニ相準スル物品ヲ購入使用スルノ方針ヲ採ルコト  
(出)前記(内)及(外)ハ各省ニ於テ其ノ所管各處ニ通達シテ之カ實行ヲ期セシムルコト  
(出)右諸項中出品物ノ撰採優良品並規格ノ推奨ニ關スル事項ハ官廳用品審査委員會ニ於テ之ヲ爲スコトトシ其ノ組織ヲ左ノ如ク定ムルコト

- 委員長 内閣書記官長
  - 委員 關係官廳高等官 (約二十名)
  - 幹事 關係官廳高等官 (約五名)
  - 書記 關係官廳判任官 (若干名)
- （本展覽會ハ一般ニ公開セサルモ、本展覽會開催ノ趣旨ハ廣ク國民ニ知ラシメ特ニ地方團體ニ於ケル物品ノ購



（以下は極く淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

七 経 費

- ト 入ニ付テモ官廳ニ倣ハシムル様適當ノ手段ヲ講スルコト
- ト イ、本展覽會ハ成ルヘク經費ヲ要セサル様計畫スルコト
- ト ロ、必要ノ經費ハ出品人タル製造業者及販賣業者ヨリノ出品料ヲ徴シテ之ヲ充當シ、尙不足額ニ付テハ出品各廳ニ於テ之ヲ分擔スルコト

種別	利率	大正十三年末		全上二對スル 一ヶ年利子額
		現在	額	
東京市事業公債	五分	九三三、〇〇〇	四六六、五五〇	
全電氣事業公債	五分	七六八、九九八	三八四、九九三	
大阪市築港公債	六分	二八五、七五〇	一七、四五〇	
全  事業公債	五分	二二六、七五〇	一、三三、七五〇	
横浜市事業公債	五分	二四四、六二〇	一、二二、三一〇	
全  水道公債	六分	四一、二〇〇	二、四七二	
全第二水道公債	五分	六八三、三九一	三、四一、六九六	
全瓦斯事業第一公債	五分	五五、四四五〇	二、七、七二三	
名古屋市事業公債	五分	五、七、六四三〇	二、八、八一五	
計		一、二七、四〇三、六三四	六、三、九九、一五九	

市外債一覽表

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing financial details and possibly interest rates for various municipal bonds.)

種別	長岡	外債	現在債額	利子年額	減價基金
興業銀行(十三)	五分		一〇、二七五、八五三	五一三、七九三	
全(五同)	六分		四四、一三三、〇〇〇	二、六四七、九二〇	
北海道拓殖銀行	五分		二、九九八、九〇〇	一四九、九四五	
東京洋行	六分		三八、二三三、三五四	二、二九三、九四一	
東京電氣	五分		三九、〇五二、〇〇〇	一、九五二、六〇〇	
大同電氣	六分		二九、二八九、〇〇〇	一、七五七、三四〇	
宇治川電氣	七分		二九、五八八、五〇〇	二、〇七一、一九五	
東邦電力	七分		二八、〇八四、〇〇〇	一、九六五、八八〇	
大河電力(第二回)	六分五		三〇、〇九〇、〇〇〇	二、一〇六、三〇〇	
大河電力(第二回)	六分五		二七、〇八一、〇〇〇	一、七六〇、二六五	
東京電燈(第二回)	六分		四八、一四四、〇〇〇	二、八八八、六四〇	
計			三二六、九六七、六〇七	二〇、一〇七、八一九	三、六七〇、九八〇

興業銀行(十三) 五分 一〇、二七五、八五三 五一三、七九三

全(五同) 六分 四四、一三三、〇〇〇 二、六四七、九二〇

北海道拓殖銀行 五分 二、九九八、九〇〇 一四九、九四五

東京洋行 六分 三八、二三三、三五四 二、二九三、九四一

東京電氣 五分 三九、〇五二、〇〇〇 一、九五二、六〇〇

大同電氣 六分 二九、二八九、〇〇〇 一、七五七、三四〇

宇治川電氣 七分 二九、五八八、五〇〇 二、〇七一、一九五

東邦電力 七分 二八、〇八四、〇〇〇 一、九六五、八八〇

大河電力(第二回) 六分五 三〇、〇九〇、〇〇〇 二、一〇六、三〇〇

大河電力(第二回) 六分五 二七、〇八一、〇〇〇 一、七六〇、二六五

東京電燈(第二回) 六分 四八、一四四、〇〇〇 二、八八八、六四〇

計 三二六、九六七、六〇七 二〇、一〇七、八一九 三、六七〇、九八〇



勅令第 號

法令ノ規定ニ依リ社債ノ發行ニ付政府ノ認可ヲ要スルモノヲ除キ左記各  
號ノ一ニ該當スル者ハ大藏大臣ノ定ムル手續ニ依リ後ノ大藏大臣ノ許可  
ヲ受クヘシ

一、外國ニ於テ社債ヲ發行セムトスル者  
二、期限一年ヲ超エ且邦貨換算金額百萬圓ヲ超ニル借入金ヲ爲サムトス  
ル者

三、期限一年以内又ハ邦貨換算金額百萬圓以内ノ借入金現在高ク有セル  
者其ノ期限ヲ延長シ又ハ借入金現在高ク増加スル爲前號ニ該當スル  
借入金ヲ爲スニ至ル者

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處  
ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大蔵省告示第

號

大正十四年勅令第

號ニ依リ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ

左記事項ヲ記載シタル許可申請書ニ通テ大蔵大臣ニ提出スヘシ

一 起債又ハ借入ノ金額、利率、償還期限其ノ他ノ重要條件

二 起債又ハ借入ノ時期

三 起債又ハ借入ノ目的

四 起債又ハ借入地

五 起債引受者アルトキハ引受者又ハ借入先

前項ノ許可申請書ニハ申請者ノ業務状態ヲ示スニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

大蔵大臣起債又ハ借入ヲ許可シタル場合ニ於テハ起債又ハ借入許可書ヲ申請者ニ交付ス、起債又ハ借入ヲ許可セサル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ申請者ニ通知ス

舊關西鐵道英貨社債ノ償還ニ關スル件

舊關西鐵道英貨社債壹百萬鎊ニ付テハ大正十五年三月二十日其ノ償還期限到來スルヲ以テ之カ借換ヲ實行スヘキヤ或ハ現金償還ヲ實行スヘキヤノ問題アリ依テ其ノ利害ヲ調査スルニ左ノ如シ

第一、借換ヲ有利トスル理由

一、爲替政策ノ上ヨリ見テ借換ヲ實行スルヲ適當ト認ム、蓋シ爲替相場ノ維持回復ノ爲ニハ各方面ニ亘リ出來得ル限りノ方策ヲ講ズルヲ要シ特ニ在外正貨ヲ爲替蓄積シ之カ利用ノ萬全ヲ期スルカ如キ最重要ノコトニ屬ス從テ今日ノ場合壹百萬鎊ノ在外正貨ヲ本社債償還ノ爲使用スルカ如キコトハ借換ノ實行不可能ナラハ致シ方ナキモ、若シ可成ナリトセハ之ヲ避クルノ方策ニ出ツルヲ可トス

（一）而シテ本社債ノ借換能否ノ點ニ付テハ本社債カ債ニ壹百萬鎊ノ少額ナルコト及震災後ニ於ケル帝國財政ノ狀態ニ對シテ英國關ニ

於テモ好意的理解アルコト等ニ鑑ミ之カ借換發行ハ海外投資抑制ノ方針ヲ緩和シ倫敦市場ニ於テ實現シ得ラルルモノト思惟ス

三、減債基金使用ノ最善ヲ期スル上ヨリ見テ本社債ハ之ヲ借換フルヲ適當ト認ム、蓋シ内債ノ發行ハ新規借換共ニ累年多額ニ上リ、大正十四年四月末現在ニ於テハ

外國債 一、五〇五七六〇〇〇圓（總額ノ三一%）  
内國債 三、三九八五五八〇〇〇圓（總額ノ六九%）  
ニ上レルニ徴シ、内地公債市價維持ノ爲ニモ出來得ル限り内債ノ償還ヲ多額ナラシムルヲ要ス。然ルニ本年度減債基金

四八六九三〇〇〇圓  
中六分半利米貨公債償還ニ充ツヘキモノ一千萬圓ニ加フルニ本社債償還ノ爲一千萬圓ヲ使用セムカ殘額ハ約二千八百萬圓トナリ、内外債ニ對スル減債基金ノ充當上權衡ヲ得サルコトナルヘシ。依テ本年度減債基金ノ使途ハ六分半米貨公債ニ充當スルモノノ外



（Faint, mostly illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document. Some characters are difficult to discern but appear to be part of a continuous narrative or report.)

第二、

全部内債ノ償還ニ充テ、本社債ハ之ヲ借換フコトトスルヲ可トス  
三、國庫ノ損益計算ヨリ見テ借換ヲ實行スルヲ有利ナリト認ム。蓋シ  
今日ノ如キ不利ナル爲替相場ヲ以テ現金償還ヲ爲スハ國庫ニ大ナ  
ル負擔ヲ及ホスモノナルヲ以テ、寧ロ本社債ノ借換ヲ實行シテ國  
庫期ヲ他日ニ繰延ヘ爲替相場回復セル時期ニ於テ償還スルコトト  
シ以テ國庫ノ負擔ヲ緩和スルヲ可トスレハナリ

一、對外信用維持ノ爲本社債ヘ現金償還ヲ實行スルヲ有利ナリト認ム  
蓋シ近時本邦財政經濟ノ現狀ニ對シ結外國ニ於テ危懼ノ念ヲ抱ク  
モノ少カラス爲ニ本邦ノ對外信用若シク失墜セルノ感アリ。故テ  
之カ維持回復ヲ圖ルコト緊要ナリトス。  
此ノ時ニ當リ恒々一千萬圓ノ本邦外債ヲ償還期到來ニ際シテ現金  
償還ヲ爲サス借換ヲ實行スルカ如キハ豫トシテ採ルヘキモノニア  
ラス事口此ノ際進ンテ、之カ現金償還ヲ實行スヘキ旨ヲ聲明シテ、

等國財政ノ盛衰ヲ示メスノ策ニ出ツヘキナリ。  
由來本邦政府カ海外ニ起債スルヤ其ノ償還期ニ及ヒテ現金償還ヲ  
爲サス之カ資源ヲ借換ニ求ムルヲ常トセリ。(一) 仰賞國庫債券及北  
海道炭田社債ニ付テハ内債ヲ發行セリ。(二) 新夕ノ如キハ本邦外債ニ  
對スル信用維持上出來得ル限リ短クテ要ス。今本邦債償還期ニ  
及ヒテ幸ニ其ノ負債モ減少ナルコト故、茲ニ舊債ヲ償シテ現銀  
總ノ新事例ヲ作ルコトハ頗ル便宜ヲ得タルノ指針ナリト謂フヘシ  
二、國債ヲ發行スルトシテモ其ノ時期本邦富ナルヲ以テ之ヲ短クシ  
避當ト認ム。蓋シ東京債償還期市ノ外債償還ハ今秋發行方途ヲ欠  
乏ナルヘク、明年ニ之ヲ待越スモノト豫想セラルル處。若シ本邦  
債ヲ借換フルトセハ假令少額ナリト雖、殆ント時期ヲ同セシテ日  
本物方騰々市場ニ現ハルコトナリ投資者家心細ニ及ホス影響本  
邦ニシテ、短債技術上面自カラサル結果ヲ生スレハナリ。  
三、借換ヲ實行スルトシテモ引受國ヲ如何ニスヘキヤノ面債ナル問題

ツ生スルヲ以テ之ヲ避クルヲ適當ト認ム、本社債ハサミニユエル商  
會ノ引受ニ係レルモノニシテ、現ニ其ノ利拂事務等同商會ノ處理  
スル所ナルヲ以テ借換ヲ實行スルトセハ、條款<sup>ル</sup>ルサミニユエル商  
會ヲ引受人トスルノ必要生スヘシ、之レ同商會ノ地位並從來ノ遺  
リ方ニ照ラシ果シテ富方トシテ希望スヘキコトナリヤ勝カ長岡ナ  
リ、ナレハトテ、同商會ヲ除外シテ英國舊國ニ引受ケシムルコト  
モ實行困難ナルヘク又兩者合同ノ引受圖ヲ作ラシムルカ如キコト  
モ兼ノ當ヲ得タルモノト斷<sup>ア</sup>得ス何レニスルモ價々一千萬圓ノ  
起債ナルモ引受圖ノ構成ニ付案外面倒ナル事懸ヲ生スルコト明カ  
ナリ依テ寧<sup>キ</sup>此ノ機會ニ現金償還ヲ實行シテ此ノ難問ノ解決ヲ避  
クルニ如カサルナリ

現現金償還ニ依リ爲替對策ノ實行ニ支障ヲ與スカ如キコトナシト認  
ム爲替維持回復ノ爲ニハ在外正貨ノ蓄積益々多キコトハ希望スヘ  
キ處ナルモ、本社債ノ現金償還ハ僅々一千萬圓ノ小額ニ止マルヲ

以テ、在外正貨ノ現在高ニ多額ノ減少ヲ來タスモノニアラス又昨  
秋決定シタル爲替對策ニ於テハ今年上半期迄ノ在外正貨拂下豫定  
額ハ一億七千萬圓トセシ處、事實之カ拂下ヲ行ヒタル金額ハ一千  
萬圓ニ過キサリシヲ以テ在外正貨ノ減少意外ニ少ナク從テ此ノ際  
在外正貨一千萬圓程度ヲ本社債ノ償還ノ爲ニ割愛スルノ餘力生シ  
タリトモ觀念シ得ラルヘシ

五 減債基金ヲ主トシテ内債償還ニ充ツルコトハ適當ノ方策ナルヘキ  
モ近時政府ノ公債政策ノ效果漸ヤクニシテ實現シ、公債時價昂騰  
ノ趨勢ヲ呈スルニ至リタル折柄、此ノ償還資金一千萬圓ヲ削イテ  
本社債ノ償還ニ充ツルモ内債市場ニ對シテ別段ノ惡影響ヲ及ボス  
モノト云フヲ得サルヘシ

六 若シ減債基金ヲ本社債ノ償還ニ充當スルコトヲ不得策トスルトキ  
ハ本社債ノ償還財源ヲ他ニ求ムルノ方法ニ出テ之ヲ現金償還スル  
ヲ適當ト認ム、其ノ方法トシテ一千萬圓ノ内債ヲ内地市場ニ發行

スルカ加キモノ存スルトモ此ノ方法ハ出來得ル限り之ヲ選クルヲ  
可トスルヲ以テ他ノ一方法トシテ減債基金特別會計ノ繰越資金及  
運用利益等ハ約一千萬圓ノ之ニ充當スルコトトセハ最無難ナル  
ヘシト思惟ス

### 第三、結 論

#### 以上利害關係ノ結果

- 一、本社債ハ明瞭償還期ニ於テ借換ヲ實行セズ現金償還ヲ爲スコト
- 二、右ノ方針ハ適當ノ機會ニサミユエル商會ニモ通知シ適當ノ方法ニ  
依リ外部ニ聲明スルコト
- 三、償還財源ハ大正十四年度減債基金ノ使用ノ実績ヲ見タル上内債償  
還ニ充ツル金額ヲ減少セシメテ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ減額  
シテ本社債ノ償還ニ振向クルコトトシ、若シ右振向方實行困難ナ  
ルカ又ハ償還ニ不足額ヲ生スルトキハ臨機減債基金特別會計ノ資  
金中ヨリ必要額ヲ捻出スルコト

重要輸出品工業組合及輸出組合ニ對スル爲替上ノ  
援助ニ關スル件綱要

- 一、兩組合ノ検査合格品又ハ組合力定款ニ於テ定ムル所ニヨリ爲ス道府  
縣ノ検査合格品ニ對スル輸出利付手形ニシテ銀行ノ確實ト認ムルモノ  
ニ付テハ其ノ利率ヲ年五分トスルコト
- 二、右利付手形買入所要資金限度ハ差當リ約四千萬圓トシ買入年額限度  
見込ハ一億六千萬圓トスルコト
- 三、右利付手形ノ買入ニハ正金、臺灣ノ兩行力之ニ當ルコトトシ其ノ割  
合ハ各限度額ノ半額見當トスルコト
- 四、將來一般金利ノ變動並日本銀行兌換券制限外發行税ノ引上又ハ低下  
ヲ見タル場合等事情ノ變更ヲ生シタルトキハ利付手形ノ利率及所要資  
金額其ノ他ノ改正ニ付更ニ考慮スルコト

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the words "帝國經濟會議決議" and "大正十三年六月七日".）

帝國經濟會議決議拔萃

大正十三年六月七日

帝國經濟會議議長

內閣總理大臣宛

諮詢第二號對外交貿易特ニ輸出貿易ノ振興ニ關スル方策中最初ニ審議ヲ遂ケ決議シタル事項尤ノ如シ

第一貿易爲替及金融ニ關スル件（略之）

第二營業稅及所得稅ニ關スル件（略之）

第三鐵道運費ニ關スル件

輸出品及其ノ原料品並石炭ニ對スル運費ハ大正七年九月改正前ノ買率以內ニ引下ケ尙遠距離輸送ニ對シテハ運費割引率ヲ一層遞増スルコト

右答申候也

別紙度

東洋南洋諸国綿製品輸入額

国名	年	四棉製品輸入額	四代糸	四糸綿製品輸入額	四糸綿製品
支那	一九二二	二八, 五三三, 一七〇	四三七, 〇四六, 〇〇〇	九八, 三三三, 四五三	四三%
香港	一九二二	六, 九七八, 四〇九	八三, 七四〇, 〇〇〇	三四, 四七九, 八八八	四一%
英領印度及屬領	一九二二	七〇, 三〇二, 〇三三	六三, 五五〇, 〇〇〇	六三, 七七九, 九七五	九%
錫蘭	一九二二	一, 四六八, 〇〇〇	一七, 六一六, 〇〇〇		
海峽殖民地	一九二二	三, 二五七, 九六九	三九, 〇九三, 〇〇〇	五, 八九三, 一〇四	一五%
馬來聯邦	一九二二	四三八, 三三三	五, 二六二, 〇〇〇		
馬來聯邦外島	一九二二	九五八, 三六八	一, 三四二, 〇〇〇		
荷領東印度	一九二二	一三四, 二二六, 〇〇〇	一三四, 二二六, 〇〇〇	二四, 三三八, 〇五一	一八%
英領小呂宋	一九二二				
比律賓諸島	一九二二	四七, 三三九, 七二〇	六, 三九八, 〇〇〇	四, 三六三, 〇〇〇	七%
佛領印度支那	一九二二	二九, 四七三, 〇〇〇	七, 〇六七, 〇〇〇		



南阿聯邦	赤道阿弗利加	西阿弗利加	北阿弗利加	英領埃及スタン	埃及	サイプラス	パレスチナ	イラク	土耳其	暹羅	新西蘭	濠洲聯邦
	一九二二	一九二二	一九二二	一九二二	一九二二	一九二二	一九二二	一九二一	一九二一	一九二一	一九二二	一九二二
三、一三七、〇八三	一、三九六、二九〇	四、五四五、〇〇九	八、七八九、七〇〇	七、七八八、〇〇〇	六、一七〇、二三二	二、三三八、七九九	七、七二、三三三	一〇、八八九、六一七	三〇、九八九、二六七	二、五〇六、九六六	五、〇六六、八一九	二、三四一、一七七
二、三三五、八八九	一、七、一三三、〇〇〇	五、四、五三九、〇〇〇	一、二、二八九、〇〇〇	八、六六八、〇〇〇	八、八七二、〇〇〇	六、二九七、〇〇〇	八、六、二〇〇、〇〇〇	三、四〇、五三五、〇〇〇	二〇、〇三一、〇〇〇	六〇、八〇六、〇〇〇	五、六九四、〇〇〇	六、二九一、〇〇〇
	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇	一、七、一三三、〇〇〇
												四%
												四%
												一%
												四、五%

日本ト各國  
ノ通商  
條約關係

大正  
三月  
現在

(外務省編)

條約圖

條約圖

本條約  
アルモノ

有效期間  
中ノモノ

有效期間  
アルモノ  
有効期間  
アルモノ  
何時モ  
アルモノ

暫定取極  
アルモノ

本條約  
アルモノ  
暫定取極  
アルモノ

平定條約  
アルモノ

平定條約  
アルモノ

朝印諸島  
アルモノ

朝印諸島  
アルモノ

目下交渉  
中ノモノ

目下交渉  
中ノモノ

交渉ニ至ラ  
ズルモノ

交渉ニ至ラ  
ズルモノ

條約圖用  
外ノ他國地

伊太利  
米國  
下赫

「エリトリア」  
「ソマリランド」  
「トリポリタニア」  
「アイスランド」  
「グリーンランド」

アグリー  
アフリテント

「シアラタル」  
「アデン」  
「トリスタン」  
「スワジランド」  
「ウインドワード」

佛蘭西

「アルバニア」  
「ボルチア」  
「ベルシヤ」  
「ルーマニア」  
「エジプト」  
「アビシニア」

ハイ  
パナイ

「アタラン」  
「リベリア」  
「サンマリノ」  
「ドミニカ」

ニカラ  
グアテマラ

「コスタリカ」  
「リベリア」  
「ドミニカ」

芬蘭

「ラトヴィア」

ブルガ  
リア

「ハンガリー」  
「大正一四七(一五五)」  
「大正一四八(一五五)」  
「英、佛、自委任統治地域」

地  
料

「ソマリランド」  
「エリトリア」  
「ソマリランド」  
「エリトリア」

瑞西  
印

「大正一四七(一五五)」  
「大正一四八(一五五)」  
「英、佛、自委任統治地域」

佛蘭西  
グレート  
ブリテン

「大正一四七(一五五)」  
「大正一四八(一五五)」  
「英、佛、自委任統治地域」

伊太利  
佛蘭西

「大正一四七(一五五)」  
「大正一四八(一五五)」  
「英、佛、自委任統治地域」

白身  
民

「大正一四七(一五五)」  
「大正一四八(一五五)」  
「英、佛、自委任統治地域」

有効期間  
中ノモノ

支那 (税目及通商、関税、借款、通商手続、更新スル、得次、更新期大正一五二二一九)  
ボリビア (大正一五、一六、一七)  
暹羅 (大正一三、一四、一八、一八)  
土手古 (大正一八、一八、一八)  
メキシコ (大正一九、一八、一八)  
白耳長 (大正一九、一七、一七)  
ルアセニブル (通商アリ)

佛蘭西 (一)

グレートブリテン (改訂条約 (一))  
イタル (一)  
ノルウェー (一)  
スウェーデン (一)  
デンマーク (一)  
オランダ (一)  
ベルギー (一)  
ルクセンブルク (一)  
ギリシア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)  
アイスランド (一)  
アイスランド (一)

瑞西 (一)

瑞西 (一) 和蘭 (一)  
チリ (一)  
コロンビア (一)  
エクアドル (一)  
ペルー (一)  
ボリビア (一)  
パラグアイ (一)  
ウルグアイ (一)

希羅 (一)

希臘 (一)  
トルコ (一)  
ギリシア (一)  
ブルガリア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

伊太利

伊太利 (一)  
佛蘭西 (一)  
ノルウェー (一)  
スウェーデン (一)  
デンマーク (一)  
オランダ (一)  
ベルギー (一)  
ルクセンブルク (一)  
ギリシア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

芬蘭

ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)

ニカラガ

ニカラガ (一)  
コスタリカ (一)  
パナマ (一)  
エルサルバドル (一)  
グアテマラ (一)  
ホンデュラス (一)  
ニカラガ (一)

アルバニア

アルバニア (一)  
ギリシア (一)  
ブルガリア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

佛蘭西

佛蘭西 (一)  
グレートブリテン (一)  
ノルウェー (一)  
スウェーデン (一)  
デンマーク (一)  
オランダ (一)  
ベルギー (一)  
ルクセンブルク (一)  
ギリシア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

アグリテント

アグリテント (一)  
アルバニア (一)  
ギリシア (一)  
ブルガリア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

伊太利

伊太利 (一)  
佛蘭西 (一)  
ノルウェー (一)  
スウェーデン (一)  
デンマーク (一)  
オランダ (一)  
ベルギー (一)  
ルクセンブルク (一)  
ギリシア (一)  
ルーマニア (一)  
ハンガリー (一)  
チェコスロバキア (一)  
ユーゴスラビア (一)  
リトアニア (一)  
ラトヴィア (一)  
エストニア (一)  
フィンランド (一)  
アイスランド (一)

貿易外收入ノ増加策

(一) 優秀船建造ノ方針ヲ建テ政府ニ於テ相當補助又ハ資金上ノ援助ヲ爲ス

コト

我國國際貸借受取勘定中ノ重要項目タル船舶運賃及備船料收入ハ近時著シク減少ノ傾向ヲ示メセリ。(註)

註、

運賃及備船料收入

大正七年	四九五一三四〇〇圓
八年	四三七四九六〇〇圓
九年	三三三六二二〇〇圓
十年	二〇〇七八七〇〇圓
十一年	一四九二五九〇〇圓
十二年	一三八四八四〇〇圓

其ノ因テ來タル所ハ海運界一般ノ不況ニ存スルヤ論無シト雖、一面外國船舶去年ヲ逐テ我國船舶ヲ壓倒シ本邦輸出入貨物ノ運送ニ當ルコトノ増加セルニ基クコトモ否定スヘカラサル事實ナリ。即チ本邦船舶ト外國船舶トノ本邦對外貿易運送ノ割合ハ左記ノ如ク連年我ニ不利ナル情勢ヲ示シツツアリ

	本邦船	外國船
大正七年	八八%	一二%
大正八年	八二	一八
大正九年	七三	二七
大正十年	七六	二四
大正十一年	六九	三一
大正十二年	不明	不明
大正十三年	六二	三八

カクノ如キハ海運圖タル我國ニトリ最悲シムヘキ事實ナルノミナラス

（Faint, mostly illegible text on the right page, likely a continuation of the report or related data.)

之カ爲ニ國際貨價上不利ナル結果ヲ發ラシツツアルニ鑑ミ、此ノ際  
秀船建造ノ方針ヲ樹テ之カ實行ニ關シテハ政府ニ於テモ相當ノ補助又  
ハ資金上ノ援助ヲ爲スコト緊要ナリト認ム

(二) 海外放資ヲ奨励スルコト

國際貨價改善ノ問題ヲ講究スルニ當リ看過スヘカラサル一重要問題ナ  
リ、何ソヤ、我國産業狀態ニ鑑ミ輸出促進ノ手段ニ依リ何等支障ナク  
國際貨價ノ振奮ヲ實現スルコトハ果シテ實現シ得ラルルコトナリヤ否  
ヤノ問題ナリ。

惟フニ生産原料ヲ國內ニ有セサル國家ニ於テ、又特ニ食料品及衣料品  
ノ國內供給ニ不足ヲ感セル國家ニ於テハ輸出ノ増進ハ輸入ノ増進ヲ伴  
フハ勿論、輸出増進ハ好景氣ヲ整ラシ、内地物價ノ騰貴ヲ來タシ自動  
的ニ輸入ノ増進又ハ輸出ノ阻止ヲ導クニ至ルモノニシテ、結局此ノ目  
的的調節作用ニ依リテ輸出ノ増進ハ自ツカラ制限ヲ受クルヲ免レス再  
百スレハ此ノ間ニ皮肉ナル自家産着の事實ノ存スルコトヲ看過スヘカ

ラサルナリ、從テ單純ナル貨物輸出ニ依リテ輸入貨物ノ決済ヲ爲サム  
トスルコトハ殆ント無理ナル注文ヲ爲スモノト云フモ敢テ過言ニアラ  
サルヘシ。之ヲ諸外國ノ實例ニ徵スルモ、原始産業國ニアラサル諸國  
ハ何レモ輸入超過國ニシテ其ノ工業原料ハモトヨリ生活資源ヲ輸入ニ  
仰クト共ニ一面之カ決済ヲ貿易外ノ收入ニ俟ツノ組織ヲ確立セル状態  
ニシテ、貿易外ノ收入トシテハ海外投資ヨリノ收入ニ存スルニ因レリ。  
換言スレハ國民ノ貯蓄ハ之ヲ海外ニ放棄シテ生活資源購入ノ資ニ充ツ  
ルコトニ依リ始メテ國民經濟基礎ノ安定ヲ得ツアルノ状態ニシテ我  
國經濟ノ根本方針モ結局ハ是等諸國ノ方針ヲ踏襲スルノ外ナキモノト  
斷フヘシ。以上ノ理由ニ依リ、政府ハ出來得ル限リ海外投資ヲ奨勵ス  
ルノ根本的方針ヲ樹ツルノ要アリ。之カ實行問題トシテハ我國資本並  
金利ノ現狀ニ於テ固ヨリ種々ノ困難存スヘシ。  
然レトモ、我國内地ノ<sup>資本</sup>潤澤、金利ノ低下、内地事業ノ飽和ニ依リ内國  
資本カ自然的ニ流出スルノ時期ヲ俟ツカ如キコトハ百年河清ヲ俟ツニ

右海外投資獎勵ノ具體的施設ニ付テハ別途講究スル所アルヘシ。

類スルモノニシテ寧ロ政府カ多少ノ困難ヲ排シテ海外放資ヲ獎勵スル  
ノ方策ヲ講シ、國際貸借ノ權衡ト我國民經濟ノ安定トヲ圖ルノ途ヲ探  
ラムカ、其ノ結果トシテ資本ノ潤澤、金利ノ低下等ノ狀態ヲ招徠スル  
ヲ得ヘキモノナリト思惟ス。

右海外投資獎勵ノ具體的施設ニ付テハ別途講究スル所アルヘシ。